

各(総合)振興局産業振興部長 様

農政部農村振興局事業調整課長

「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る当面の対応について」の廃止について
工事現場の熱中症対策に係る経費については、「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」(令和元年10月11日付け事調第800号)により通知しており、「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る当面の対応について」(令和2年7月17日付け事調第566号)により、真夏日の定義を「日最高気温30℃以上」から「日最高気温28℃以上」に読み替えているところですが、今般、農水省において新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更を踏まえ、読み替えを廃止したため、農政部においても読み替えを廃止することとしたので、事務処理を適切に行ってください。

記

1 用語の定義

【廃止】 真夏日：日最高気温が28℃以上の日をいう。

【適用】 真夏日：日最高気温が30℃以上の日をいう。

2 適用年月日

通知日より適用とする。

なお、既契約工事についても、本通知の適用月日以降は上記を適用するものとする。

ただし、本通知日迄に「日最高気温28℃以上」を超える日での現場作業を行っていた既契約工事については、真夏日を「日最高気温28℃以上」として取り扱うこととする。

3 関連通知文

【廃止】：「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る当面の対応について」(令和2年7月17日付け事調第566号)

調整係
設計積算係